

新	旧	備考
<p>海外事業資金貸付（保証債務）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00008 沿革（略） <u>平成22年3月29日 一部改正</u></p> <p>第1条～第27条（略）</p> <p>（保険代位）</p> <p>第28条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、<u>法第25条</u>の規定に基づき保険金の支払の時に被保険者の有していた保証債務の履行によって取得した求償権を支払った保険金の額の第4条に規定する残額に対する割合をもって取得する。</p> <p>第29条～第36条（略）</p> <p>附 則 <u>この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p>	<p>海外事業資金貸付（保証債務）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00008 沿革（略）</p> <p>第1条～第27条（略）</p> <p>（保険代位）</p> <p>第28条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、<u>商法（明治32年法律第48号）第662条</u>の規定に基づき保険金の支払の時に被保険者の有していた保証債務の履行によって取得した求償権を支払った保険金の額の第4条に規定する残額に対する割合をもって取得する。</p> <p>第29条～第36条（略）</p>	